

## 諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年9月29日鳥取県規則第46号。以下「規則」という。）第23条第1項の規定に基づき、鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者が営む小型いか釣り漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用して漁業を営むものに限る。）につき、同規則第8条第1項の許可することのできる船舶の隻数の最高限度及び許可又は起業の認可の基準を廃止したいので、同規則第23条第4項及び第24条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

平成25年11月18日

鳥取県農林水産部水産振興局長 松澤 以尚



## 小型いかつり漁業（県内船・10トン以上船）の許可の一斉更新

### 1 許可の概要

- ・定数漁業（規則第23条の規定に基づき許可等の最高限度を設定） 36隻
- ・現在の許可の有効期間が平成26年3月31日で満了
- ・申請期間を告示し、期間内に許可の申請を行い一斉更新する必要がある。

### 2 許可更新等

- (1) 許可期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（3年間）
- (2) 許可の内容 更新前の内容と同じ
- (3) 許可及び起業の認可の最高限度 [今回検討案件]

### 3 定数漁業の取扱いについて

#### (1) 経緯

- 許可隻数が増加傾向にあったため、沿岸の小型船（10トン未満船）との調整を図るため、平成14年に許可の最高限度を定めた（当初46隻→H17年36隻）
- ※ 県内船の10トン以上船は距岸27,000m以内でも灯数を守れば操業できることから、沿岸の小型船（10トン未満船）との摩擦を懸念したもの。

#### (2) 現状

- 許可定数に達しておらず（▲12隻）、資源保護、漁業調整の観点から定数漁業とする意味が薄らいでいる。
- 操業隻数は、近年、減少傾向にあり、新規許可希望者もほとんど無い。
- 最高限度を定めているため、中途での新規許可する場合は手続きに時間を要する。
- 北海道から長崎県において自道府県内許可の最高限度を定めているのは鳥取県のみ独自の取組。

#### (3) 検討事項（案）

定数制を廃止し、併せて許可等の基準も廃止する。

#### 【廃止しようとする理由】

許可隻数が増加傾向にあった平成14年に、沿岸の小型船（10トン未満船）との摩擦防止を目的に許可等の最高限度を定めたものであるが、近年、許可隻数は減少傾向にあり、漁業調整上の必要性を失ったと考えられる。

（参考）

#### ■鳥取県小型いかつり漁業協会の意見(11/5 役員会)

隻数は減少傾向にあり、最高限度を定める意味は感じられない。廃止することに同意する。今後、増加に転じ調整が必要となった場合に、再設定してもらえばよい。

県内10トン以上船の推移

	H14～	H17～	H25
最高限度数	46	36	
許可隻数	32	28	24

地区別許可状況

地区	現行許可数		
	前回更新時	現状	備考
田後漁協	1	0	境港支所へ移籍による減
鳥取県漁協網代港支所	2	2	
赤碕町漁協	1	0	廃業
鳥取県漁協境港支所	2	2	田後漁協からの移籍による増
計	2	2	

※ 現在のところ、新規許可の希望は無い。また、境港支所は1隻減の見込み。

## 小型いかつり漁業（県内総トン数10トン以上30トン未満船）許可取扱方針

鳥取県海面漁業調整規則第8条（昭和40年鳥取県規則第46号）に基づく小型いかつり漁業（以下「小型いかつり漁業」という。）のうち総トン数10トン以上30トン未満の船舶の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有する者で総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用し、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

#### ~~2 許可及び起業の認可の最高限度の隻数~~

~~36隻（定数）~~

#### 2 許可期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで3年間

#### 3 操業区域

鳥取県沖合

#### 4 操業期間

1月1日から12月31日まで

#### 5 許可の制限又は条件

- (1) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (2) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と、東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (4) 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに別に定める漁獲成績報告書により、知事に報告しなければならない。

#### ~~7 許可又は起業の認可の申請期間~~

~~別途告示で定める期間~~

## 6 許可等の申請時における提出書類

- (1) 申請理由書
- (2) 操業計画書（別紙様式）
- (3) 所属漁業協同組合長又は鳥取県小型いかつり漁業協会長の副申書
- (4) その他知事が必要と認めた書類（代表者選定届、船舶使用承諾書（船舶所有者の印鑑証明書を添付）等）

## 9 許可又は起業の認可基準

定数を超えた場合は次の基準により、~~許可又は起業の認可を行う。~~

### (1) ~~許~~可

次の条件のいずれかを満たす者

~~ア 現に小型いかつり漁業の許可を有し、実績のある者~~

~~イ 現にいかつり漁業を営んでいる者で、漁船の総トン階層を異動して小型いかつり漁業を営もうとするもので、申請期間中に当該漁業に使用する船舶の使用権を有しているもの~~

~~ウ 現に小型いかつり漁業に従事している者であって、自立して当該漁業を営もうとするもので、申請期間中に当該漁業に使用する船舶の使用権を有しているもの~~

~~エ 新規に小型いかつり漁業を営もうとする（増隻を含む。）者で、申請期間中に当該漁業に使用する船舶の使用権を有しているもの~~

### ~~(2) 起業の認可~~

~~10か月以内に使用船舶を取得又は、漁船の建造許可取得の見込みのある者であって、次の条件のいずれかを満たす者~~

~~ア 現に小型いかつり漁業の許可を有し、実績のある者~~

~~イ 現にいかつり漁業を営んでいる者で、漁船のトン階層を異動して小型いかつり漁業を営もうとするもの~~

~~ウ 現に小型いかつり漁業に従事している者であって、自立して当該漁業を営もうとするもの~~

~~エ 新規に小型いかつり漁業を営もうとする（増隻を含む。）者。~~

附 則 この方針は、平成14年3月15日から施行する。

附 則 この方針は、平成14年10月17日から施行する。

附 則 この方針は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

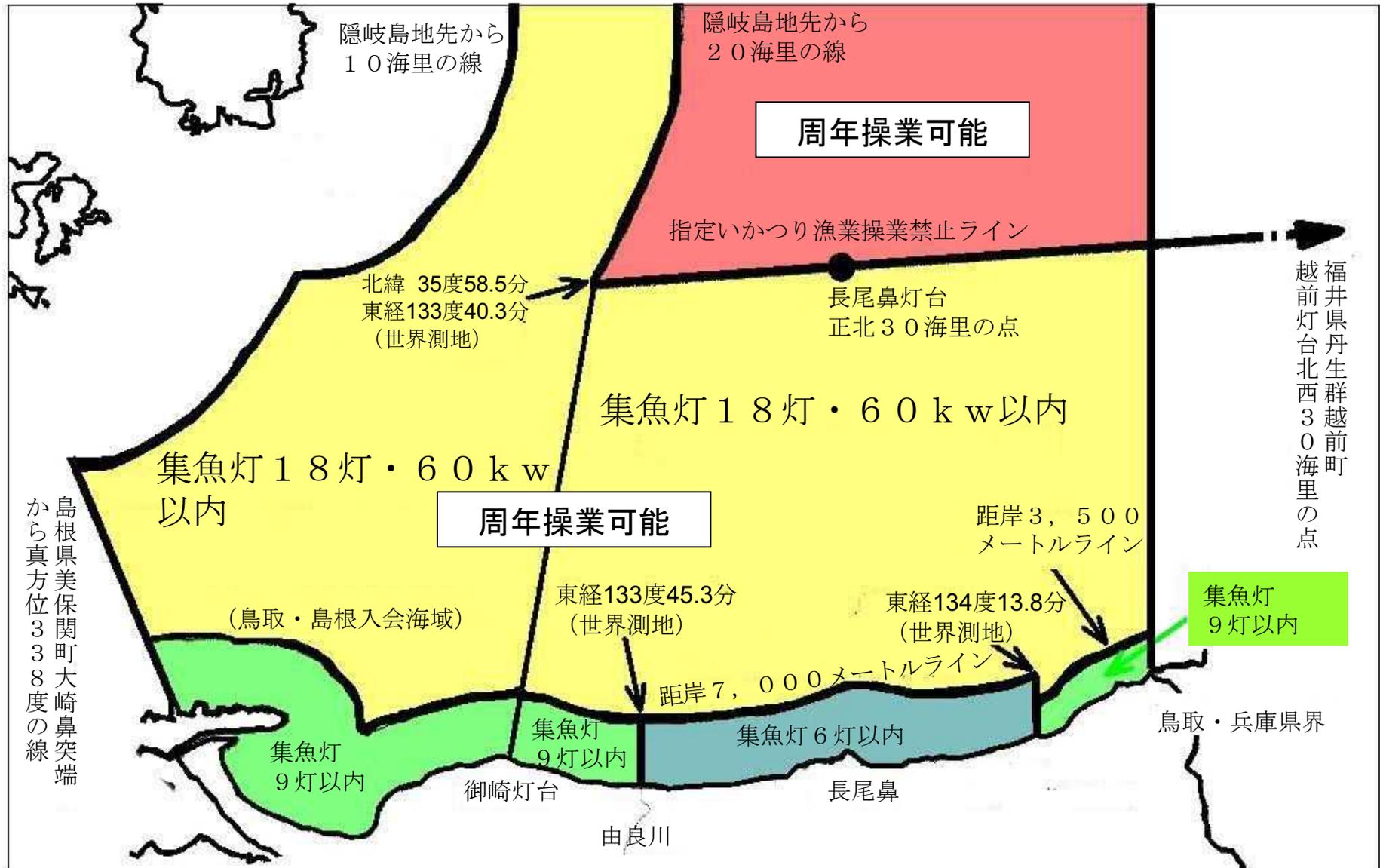
附 則

この改正は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年 月 日から施行する。

# 鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県内5トン以上30トン未満船）



(参考)

「県内総トン数10トン以上30トン未満船」の改正案の内容と「県内総トン数5トン以上10トン未満船」の内容がほぼ同じになるので、改正する場合は、両者を統合して「県内船」とする方向で調整する。

## 小型いかつり漁業（県内総トン数5トン以上10トン未満船）許可取扱方針

鳥取県海面漁業調整規則第8条（昭和40年鳥取県規則第46号）に基づく小型いかつり漁業（以下「小型いかつり漁業」という。）のうち、総トン数5トン以上10トン未満の船舶の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有する者で総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用し、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

#### 2 許可期間 3年間

#### 3 操業区域 鳥取県沖合

#### 4 操業期間 1月1日から12月31日まで

#### 5 許可の制限又は条件

- (1) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (2) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と、東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (4) 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに別に定める漁獲成績報告書により、知事に報告しなければならない。

#### 6 許可申請時における提出書類

- (1) 申請理由書
- (2) 操業計画書（別紙様式）
- (3) その他知事が必要と認めた書類（代表者選定届、船舶使用承諾書等）

#### 附 則

- 1 この方針は、平成14年10月17日から施行する。
- 2 平成4年1月1日施行の小型いかつり漁業許可取扱方針は廃止する。

#### 附 則

この改正は、平成20年3月10日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。